

令和 3 年

# 国見町議会会議録

第 1 回 臨時会

令和 3 年 1 月 19 日開会

令和 3 年 1 月 19 日閉会

国見町議会

## 令和3年第1回（1月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

### 第1号（1月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（議案第1号～第2号）	5
町長提案理由の説明	6
日程順序変更の議決	6
議案第2号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第9号）	7
議案第1号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	11
町長挨拶	12
閉議及び閉会の宣告	13

国見町告示第2号

令和3年第1回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月18日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和3年1月19日
2. 場 所 国見町議会議場
3. 付議事件
  - (1) 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - (2) 令和2年度国見町一般会計補正予算（第9号）

## 応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

令和3年第1回国見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年1月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第1号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第2号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第9号）

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 穴戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	教 育 長	岡崎忠昭君
総務課長	蓬田英右君	企画情報課長	阿部正一君
税務住民課長	吉田義勝君	環境防災課長	澁谷康弘君
保健福祉課長	菊地弘美君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君
まちづくり 交流課長	佐藤克成君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	穴戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君	幼児教育課長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回国見町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番小林聖治君及び7番村上君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和2年第8回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案2件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第1号～第2号）

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 本日ここに、令和3年第1回国見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症対策関係2件について申し上げます。

1つ目は、1月1日付で保健福祉課内に新型コロナウイルス感染症対策室を設置したことについてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の対策や相談などの業務をワンストップで対応するとともに、今後予定されているワクチン接種などの感染症対策を迅速かつ柔軟に対応していくためのものであります。

2つ目は、1月10日開催を予定しておりました成人式を中止したことに伴う成人祝特別定額給付金の支給についてであります。

成人式出席のために準備をしていた衣装や着つけ、これらを取りやめることにより発生する解約料、この負担軽減のため、また、今後予定している代替事業への新成人の出席に向けた費用などの一助となるよう、急遽対応したものであります。

それでは、本臨時会にご提案申し上げました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、固定資産税の初期の課税誤りとその後の確認業務の不備により、長期間にわたり不適切な課税と徴収をし、町民の信頼を失墜したことから、その責任を果たすため、町長の給料月額額の10%を3カ月間減額するものであります。

議案第2号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第9号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3270万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億644万5000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種事業及び中小企業等緊急支援事業によるもの、また、町税還付金となっております。

慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇日程順序変更の議決

議長（東海林一樹君） おはかりします。

日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号は、関連議案として、会議規則第22条の規定により、先に議案第2号を議題とし、説明、質疑、討論及び採決を行い、その後に議案第1号を議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号を先に議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第2号 令和2年度国見町一般会計補正予算(第9号)

議長(東海林一樹君) 日程第5、議案第2号「令和2年度国見町一般会計補正予算(第9号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(蓬田英右君) 議案第2号、令和2年度国見町一般会計補正予算(第9号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) 商工費についてお聞きしたいと思います。

今回の商工費520万円は、新型コロナウイルスによる時短営業に伴うものだと思うんですけども、町内における時短営業に対する事業者が約10事業者ということなんですけれども、この10事業者を決定する際に、何かを調べたと思うんですけども、どのように調べて決定したのか、まずお聞きしたいと思います。

議長(東海林一樹君) まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長(佐藤克成君) 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

緊急支援事業の関係でございますが、県の支援金の支給対象が、接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店で、午後8時から午前5時まで営業している方の中で、時短営業に協力いただいた方に対して支給をするということでの町の対応でございます。

それで、見込件数が10件と申し上げましたが、昨年、緊急事態宣言が発令された4月から5月に県でも支援金、協力金を支給してございます。そのときにも町で2分の1分、県の対象額の半分を給付金として助成してございますが、そのときの対象は、飲食店プラス塾なども対象になっていまして、その中で、飲食店で対象になったのが約8件だったと記憶してございます。その後町内の状況を詳しくは調べていない部分もございまして、プラス2件程度の余裕を見て10件と積算したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) 今回の場合は10件ということなんですけれども、残念ながら県北のラーメン屋も廃業しております。状況が既に変更しておりますので、本当にその事業としてやっていることを、ちゃんと確実に検査をしてやっていただきたいと思っております。併せて、今回のこの事業に対して、10件の事業者は、時短営業に協力していただけると、つまり、8時以降の営業は絶対しませんという確約というものはいっているのか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

事業者への協力の要請ということでございますので、今回、町の部分については、直接町に申請をいただくようになりますけれども、その前段に、県の協力金を申請する際に、県に申請をします。そこで、県でいろんな添付書類、きちんと時短営業をしたという証明をする写真とか掲示とか、そういうものの添付書類も求められてございますので、その中で県で審査をして、給付金に該当するかどうかというのを判断をするという予定になっています。

それで、町につきましては、事務の簡素化の観点から、前回もそうだったんですけれども、県の協力金の給付決定通知をもって町の申請に代えるということで考えてございますので、基本的には、県のほうで十分に審査していただけるのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでは、衛生費の新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてお尋ねいたします。

1 1節において郵便料を予算化しておりますけれども、具体的にどんな段取りでこの事業を実施するのか、現時点で決まっている部分で構わないので、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 6番小林議員のご質問にお答えをいたします。

1 1節の役務費の通信運搬費の郵便料の内容のお尋ねであります。事業の進め方の概要といたしましては、まずは住民の皆さんに接種をしていただくためのクーポン券を発行いたします。この発送に合わせて、実際に接種をするときに予診票をあらかじめ記載をしていただいて、医師が確認をして、接種が可能かどうかという判断をいたしますので、そのクーポン券と予診票をまずはお送りをするということを考えてございます。

さらに、2回目の接種に向けても予診票は必要になりますので、この予診票の分ということで、2回分については今回、積算をさせていただいたと。なお、クーポンにつきましては、初回の1回だけを考えてございますが、今後、その様式等の変更があればさらに追加ということが生じるかもしれません。今は1回ということで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の関連になるかもしれませんが、住民が8,800人くらいの中で、この接種は全員が強制なのか、または、希望しない人の場合はどうするの

か、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 5番山崎議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、この今回の新型コロナウイルスのワクチン接種であります、任意接種ということになってございますので、いわゆる全員必ずということではありません。あくまでも接種を希望する方に接種をするということになってございます。

ただし、接種をして抗体ができてくるということになれば、そういう数が増えれば新型コロナウイルス感染症は次第に収まっていくということが考えられますので、当然多くの町民の方に受けていただきたいということの啓発はしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 先ほども1日80件から100件くらいが接種可能という話を聞きましたけれども、今、国で言われているように、一般の人が受けるのは大体6月の頭ぐらいからとのことですが、日々100人で計算しますと、6月までには大体の人が、半分くらい足りないのではないかと思うんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 5番山崎議員のご質問にお答えをいたします。

今、6月ぐらいまでにはということのお話がありましたが、国で今考えております接種の対象者の順番でいきますと、まずは2月下旬から医療従事者の方から始まると。その次に、3月下旬等から高齢者、さらには基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設のスタッフの皆さん、さらに一般の方というふうが続いていくことになってございます。

今決められているのは、2月から医療従事者を始めたいということでの作業の部分と、高齢者を3月下旬から始めたいという部分については、国からこれに向けて準備をとということで、今進めているところでございます。一般の方の部分については、当然その後ということになります。

実は、1日80人から100人の接種が可能かなということで考えてございますが、1日あたり80人から100人で回していくと、2回の接種が必要になりますので、国見町でいえば、単純に1万6000から1万7000回接種をするということになります。うまくきちんと回っていくということを考えても、10か月程度はかかるというふうに見込んでいます。ただ、これも全ての方がきちんと100人ずつ1日受けているということを見込むと大体10か月ぐらいだろうというふうになっております。ファイザー社のワクチンを使うと、1回解凍して使い切るまでに1,000人分を10日で使い切るということにもなってございますので、そういう制約もある中で進めていくという形になってございます。6月からという形で考えていくと、結構期間としては長くなるのかなと考えてございます。

これは国見町だけということではないと思っています。伊達市については、人口で

いうと6万人ほど、隣の桑折町でも1万2000人近く、福島市で28万人という形になりますので、その方々が、福島市でどんなに医療機関が多くても、1日やれる数はやっぱり決まってくるので、そういうことを考えていくと、このワクチン接種事業というのは結構長期にわたって続く業務になるかなと、考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 8ページになります。総務費の中の賦課徴収費で、1252万5000円が増額の補正ということになっております。先ほどの総務課長の説明だと、課税の誤りにつきという説明がありました。まず、この内容についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 12番浅野議員のご質問にお答えいたします。

課税誤りの内容についてのご質問にお答えいたします。

固定資産税の課税誤りの件でありますけれども、過年度における固定資産税の課税において、一部の土地で用途地区の適用区分を誤ったまま課税しまして、令和2年度までに過大な固定資産税を徴収していることが判明したというものであります。

課税対象者については3法人でありまして、これまでに経緯の説明と謝罪を行っております。

以上、内容について説明いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、もう1点だけ聞きたいと思います。

いつ頃からこれは発生していたんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

先ほど、対象については3法人というお話をしましたけれども、それぞれ対象となった課税誤りの土地については、課税した年度が変わります。最初が平成5年度、次が平成7年度、そして平成10年度、それぞれ課税が始まったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今後のことになりましたけれども、こうしたことが発生することがないように処置といたしましては、どのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今後の対策ということではありますが、このたびの事案につきましては厳粛に受け止めて、課税事務におきましては、課税システムの入力内容等につきまして複数の

職員で確認を行うなどのチェック体制、これをさらに強化いたしますとともに、職員の資質向上、研修による専門知識及び事務処理能力などの向上を図りながら、当然、厳重に課税誤りの防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第1号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第1号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第1号、国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 先ほど、税務住民課長からの説明と、総務課長からの説明を受けて、内容が分かりました。課税当時は今の町長ではなくて、前任の方ですけれども、現町長が責任を取るといってこれを出したと思うんですけども、責任の取り方としては、このように、給料を減額するというのも一つだと思います。しかし、先ほども出ましたように、今後このようなことがないように職員一丸となってやるべきだと思っていますし、それが一番の責任の取り方だと思っています。総務課長が先ほど答弁しましたが、町長として今後どのように職員に対して徹底していくのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

日頃の業務に携わる際の心構えと申しまししょうか、ミスをしたくないことが我々公務員に求められている最大の理由なんだと思っています。確かに人間でございますからミスをする、それも致し方ないことなのかもしれませんが、であれば、それを

念頭に置いて日々の業務にあたるということ、この大切さを職員一人一人に理解をしてもらって、実行してもらおうという、そういう意識改革でございましょうか。

当初の課税誤りにつきましては、確かにその担当者のミスではありましたが、それから二十数年間課税を続けている中で、本当にこの課税が正しかったのかどうかという疑問を持ちながら仕事をした職員が誰もいなかったということ、たまたま昨年9月にそれが発覚したといったことがございますから、これまでの仕事の仕方が当たり前だと思っている職員がいるとするならば、今回を契機に意識を変えていただきたいと思っています。まずは、いろんなシステム、パソコンを使った業務、この業務量がかなり増えているというのも、この行政を取り巻く中でもあります。ただ、その機械を操作するのは人間でありまして、人の意識、これをきちんと見直さないと駄目なんだろうなと思っています。

そういったことを含めて、当然これは新聞公表にもなります。それと併せて、全職員に対して意識の改革を求める訓示を出したいと考えています。それと、管理職はそれなりの責任があつての管理職でございまして、自分の課の統率、まずはこれをきちんとやるという、そういった意識改革も必要なんだろうと思っています。ミスをして、それは当たり前のことですが、そのために今までのやり方が本当に正しいのかどうかという、その疑問を持ちながら仕事をするという、そういったことを全職員に訴えたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議が全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和3年第1回国見町議会臨時会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、原

案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして議員の皆様からいただきましたご意見などは十分に踏まえ、今後の町政執行にあたってまいりたいと考えております。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

10時50分より正副議長、委員長会議を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

令和3年第1回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時39分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月19日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 小 林 聖 治

同 署名議員 村 上 一